

# 鳥取市議会基本条例 解 説 資 料

平成29年7月

鳥取市議会



# 目 次

前文 .....	3
<b>第1章 総則</b>	
第1条 目的 .....	4
<b>第2章 議会及び議員の活動原則</b>	
第2条 議会の活動原則 .....	5
第3条 議員の活動原則 .....	6
第4条 危機管理 .....	7
<b>第3章 市民と議会の関係</b>	
第5条 市民参加の促進 .....	8
第6条 会議の公開 .....	9
第7条 市民との意見交換等 .....	10
第8条 説明責任 .....	10
第9条 議会広報 .....	11
<b>第4章 議会と行政の関係</b>	
第10条 緊張関係の保持 .....	12
第11条 論点の明確化 .....	12
第12条 政策等の説明及び審議 .....	14
<b>第5章 議会の組織</b>	
第13条 議員定数 .....	15
第14条 会派 .....	15
第15条 議長 .....	16
第16条 委員会 .....	17
第17条 議会事務局 .....	18

## **第6章 議会の運営**

第18条 議会の合意形成 .....	18
第19条 議決事件 .....	18
第20条 議員研修 .....	19
第21条 議会図書室 .....	20
第22条 予算の確保 .....	21
第23条 法定外の審議会等委員の就任 .....	21
第24条 議会改革の推進 .....	22

## **第7章 議員の政治倫理及び待遇**

第25条 議員の政治倫理 .....	23
第26条 政務活動費 .....	24

## **第8章 最高規範性を見直し**

第27条 最高規範性 .....	25
第28条 条例の見直し .....	26

## **第9章 補則**

第29条 その他 .....	26
----------------	----

附則 .....	27
----------	----

## 前 文

地方自治の精神は、地域のことを市民自らが考え、決定し、実行することにある。日本国憲法は、地方自治について定め、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）は、地方公共団体の権限と役割をあきらかにしている。

議会は、市の最高意思決定機関であり、二元代表制のもと、市長その他の執行機関との緊張関係を保ちながら、市の事務事業執行の監視機能及び立法機能を発揮するとともに、積極的に政策立案や提言を行うことが求められている。

そのような中、鳥取市議会は、地方自治の本旨に基づき、多様な民意を的確に反映させ、市民福祉の増進と市政の発展に寄与し、議会の公正性と透明性を確保するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。

今後さらに地方分権が進展するにともない、地方議会が果たすべき役割と責任が増すことから、鳥取市議会は、今日まで取り組んできた議会改革を基礎とした、議会及び議員に関する基本的事項を定める議会基本条例を制定すべきとの合意に至った。

よって、鳥取市議会は、恵まれた豊かな自然環境と先人が作り上げてきた歴史・伝統・文化を次世代に引き継ぎ、未来につながるまちづくりのため、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会及び議員活動の最高規範としてこの条例を制定する。

### 【趣 旨】

本条例を制定するに至った背景や経緯のほか、議会の決意を述べています。

### 【解 説】

- ◆二元代表制のもとで、議会が果たす機能や責務を明らかにするとともに、地域のことを市民自らが考え、決定し、実行するという地方自治の本旨に基づき、市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めることを明記しています。
- ◆市議会では、議会改革検討委員会を設置するなどして、これまでケーブルテレビ等による議会中継、議案に対する議員の賛否公開、議会報告会の開催などさまざまな議会改革に取り組んできました。こうした改革の取組みを更に推し進めるため、本条例

を制定し、市民の負託に全力で応えていく市議会の決意を述べています。

## 《参考》

### 市民

この条例において、市民とは、地方自治法に定める「住民」を第一義とした上で、鳥取市自治基本条例で定義する「市民」（市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体）と同じ範囲を想定しています。

### 執行機関

この条例において、執行機関とは、鳥取市自治基本条例での定義と同じく、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

### 日本国憲法

第 92 条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

第 93 条第 1 項 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

### 二元代表制

地域住民が、執行機関としての市長と議決機関としての市議会の議員を別々の選挙で直接選ぶことにより、市長と議会のそれぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、対等の立場で、緊張関係を保ちながら市政を運営する仕組みのこと。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、鳥取市議会（以下「議会」という。）の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に関する基本的事項を定め、議会活動の活性化と市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。

## 【趣 旨】

この条例を制定する目的を定めています。

## 【解 説】

◆前文で述べた議会の機能や責務及び決意等を踏まえ、議会、議員が守るべき基本的ルールを条例として定め、明らかにすることにより、市議会をより活性化し、市民に開かれた議会とすることを目指します。それにより、市民福祉の増進と市政の発展に寄与することをこの条例の目的としています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営されなければならない。

- (1) 市民に開かれた議会とするため、情報公開及び市民参加を促進すること。
- (2) 市民に信頼される議会とするため、公平性及び公正性を確保すること。
- (3) 市民に親しまれる議会とするため、わかりやすい言葉、方法で説明責任を果たすこと。
- (4) 責務を果たす議会とするため、市政の監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能の強化に努めること。

## 【趣 旨】

前文で述べた理念や第1条に定める条例の目的を果たすため、議会の基本的な活動原則を定めています。

## 【解 説】

◆(第1号) 市民に開かれた議会とするためには、議会の活動をより多くの市民へ提供するための情報公開と、市民が市政や議会に関する意見を届けやすくするための取り組みが前提となります。市議会では、これまで視察報告書や政務活動費収支報告書の公開、議案に対する議員の賛否の公開などに取り組んでいます。また、平成26年度から議会報告会を開催し、議会活動の報告を行うとともに、市民と直接意見交換を行っています。

◆（第2号）議会は市民から直接選ばれた議員で構成される合議制の機関であり、議会の議論、審議、審査等の議会運営全般が公平、公正に行われなければ、市民の意見を代表する機関としての信頼を得られないことから規定したものです。

◆（第3号）市民に親しまれる議会とするため、議会で議論されたさまざまな市政の課題を、明確に、わかりやすく論点を示し説明責任を果たそうとするものです。市議会では、一問一答方式の導入や執行部への反問権の付与など議論をわかりやすくするように改善を図っているほか、一般質問だけであったケーブルテレビによる議会中継の本会議全日程放送への拡大、議会だよりによる議案に対する議員の賛否公開、議会ホームページへの討論の掲載などにより、議会の意思決定過程がわかりやすくなるよう努めています。

◆（第4号）市政の監視・評価や政策の立案・提言は、議会が持つ重要な機能であり、その機能強化に努めるとした規定です。例として、平成27年9月定例会では総合計画の基本構想を議決すべき事件として条例に規定したほか、平成28年6月定例会では、酒造業と関連産業の振興を目的とする「鳥取市地酒で乾杯条例」を制定しました。

#### （議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- （1） 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な議論を尊重すること。
- （2） 多様な市民の意見及び市の実態の的確な把握に努めるとともに、市民全体の福祉の増進を図ること。
- （3） 市民の代表として誠実かつ公正に職務を執行するとともに、自己の能力を高める不断の研さんと調査研究に努めること。

#### 【趣 旨】

議会を構成する議員の基本的な活動原則を定めています。

#### 【解 説】

◆（第1号）議会は言論の場であり、議論を経て意思決定を行う合議制の機関です。



活発な議論により議会が活性化することは、第2条第4号に定める議会の責務を果たすことにつながります。市議会では、平成26年度から委員会審査において委員間討議を取り入れています。

◆（第2号）議員は、さまざまな市民の意見や市の実態を把握し、一部の地域や団体の利益のためではなく、市民全体の福祉の増進のために活動することを求めています。

◆（第3号）議員は、市民からの信頼を確保するため、高い倫理性を持って、誠実・公正に職務を遂行しなければなりません。加えて、日頃から市政の課題や他の自治体の動向などについて調査研究を行い、見識を備えた議員であるよう努めることとするものです。市議会では、議員の政治倫理の基本について定めた「鳥取市議会議員政治倫理要綱」を制定しています。

## 《参考》

### 合議制

複数の人により組織し、その構成員の全会一致又は多数決により、その意思を決定する組織を合議体というが、その合議体において、構成員が提案された案件について集まって相談する制度のこと。合議制は、判断を慎重にし、公正な判断をなし、かつ、利害の公平な調和を図る場合に適するとされている。

（（株）ぎょうせい「新自治用語辞典改訂版」より引用）

### （危機管理）

第4条 議会は、災害等緊急事態から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）とともに、危機管理体制の整備に努めるものとする。

### 【趣 旨】

大規模災害等の発生に備えるとともに、速やかに復旧・復興できるよう、議会としてもその体制整備に努めることを定めています。

## 【解 説】

◆大規模災害等が発生した場合、市長は災害対策本部を設置し対応に当たりますが、災害の規模が大きくなるほど、関係機関や市民のほか、議会も一丸となって、市民の生命・身体・財産の安全のために活動する必要があります。市議会では、平成28年4月に東日本大震災等の大災害を教訓として、「鳥取市議会災害対応指針」及び「鳥取市議会災害対策会議設置要綱」を定め、危機管理体制の整備に努めています。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加の促進)

第5条 議会は、市政及び議会活動に市民が参加できる機会の充実を図るものとする。

2 議会は、積極的に情報を発信し、より多くの市民との情報の共有に努めるものとする。

3 議会は、市民の見識等を議会審査の参考とするため、必要に応じて法第100条の2の規定による学識経験者等の専門的知見の活用並びに法第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めるものとする。

## 【趣 旨】

開かれた議会とするため、市民の意見・識見の反映、市民との情報共有など、議会活動への市民参加について定めています。

## 【解 説】

◆（第1項）議会は、市民の代表である議員により構成されており、市民の意思が間接的に反映されていますが、市民の意思をより一層、議会に反映するためには、市民が市政や議会の活動に直接参加する機会を設けていくことも必要です。

◆（第2項）市議会では、市議会だよりや議会ホームページへの会議日程の掲載やケーブルテレビ等による本会議中継、インターネットによる会議録の公開など、議会活動に関する情報公開を進めており、議会活動に対し、より多くの市民が関心を持ち、

透明性の高い議会とするため、今後も情報公開を積極的に進めていきます。

◆（第3項）市民の間には多様な意見があり、また市民や学識経験者、市内で活動する団体や大学等の研究機関は専門的かつ高度な知見を有しています。そうした意見や専門的知見を議案の審査等に反映させるため、法に基づく知見の活用や公聴会の開催、参考人制度の活用に努めるものと規定しています。

## 《参考》

**地方自治法** ※関係条文のみ抜粋

第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第109条

5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

（会議の公開）

第6条 議会は、開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行う場（以下「協議の場」という。）の会議を原則として公開とする。

## 【趣 旨】

本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会など法第100条第12項に規定する協議又は調整を行う場の会議を原則として公開することを定

めています。

### 【解 説】

◆これまで本会議及び協議の場の会議は、原則、公開としていましたが、委員会（常任委員会、特別委員会、議会運営委員会）を傍聴するには、委員長の許可が必要でした。本条例の制定に伴い、開かれた議会を目指すため、原則として委員会を公開することを規定しました。

◆市議会では、議場等で会議が傍聴できるほか、ケーブルテレビ・インターネットによる本会議の生中継・録画放送を行い、会議の様子を公開しています。また、市議会ホームページから本会議の会議録を閲覧できます。

（市民との意見交換等）

第7条 議会は、市民との意見交換及び議会審議等の報告を行うための場を設けるものとする。

### 【趣 旨】

議会は、市民の意見の把握及び議会活動の報告を行うための場を設けることを定めています。

### 【解 説】

◆市民の多様な意見の把握と議会の審議や視察等の調査活動などについて、意見交換会等の開催を義務付ける規定です。

◆市議会では、平成26年度から年1回、市内4か所で「議会報告会」として、市民への議会審議の報告や意見交換を行ってきました。本条に基づき、今後も改善をしながら取り組んでいきます。

（説明責任）

第8条 議会は、議会運営、審議内容及び議決結果について、市民に対して説明する責任を有する。

## 【趣 旨】

議会には、議決結果をはじめとする議会活動について市民に説明する責任があるとともに、議員の議案への賛否態度や質問についても、情報提供に努めることを定めています。

## 【解 説】

◆議会は、市民の負託を受けた本市の意思決定機関であることから、例えば議案の審議内容、論点・争点がどうであったか、どのように合意されたか又はされなかったか、どのような議決結果になったかなど、市民に説明する責任があります。

議会の説明責任を果たすため、市議会では、定例会の一般質問と答弁の要旨を議会だよりに掲載しているほか、平成26年6月定例会から市議会ホームページと議会だより(議会だよりは同年9月定例会号から)に議案ごとの議員の賛否を掲載するなど、情報提供に努めています。

(議会広報)

第9条 議会は、議会活動を市民に周知するため、多様な手段を活用し、積極的な広報に努めるものとする。

## 【趣 旨】

議会における広報の充実について定めています。

## 【解 説】

◆市民に開かれた議会を実現するため、多様な情報発信手段を用いて、効果的・積極的な議会広報に努めることを規定しています。市議会では、定例会ごとに「とっとり市議会だより」を作成し、配付しています。また、本会議のケーブルテレビ・インターネットによる中継や、市議会ホームページにより、会議録の閲覧や会議の開催周知などを行っています。

## 第4章 議会と行政の関係

(緊張関係の保持)

第10条 議会及び議員と市長等との関係は、その立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の保持に努めるものとする。

### 【趣 旨】

議会及び議員と市長等がどのような関係にあるべきかを定めています。

### 【解 説】

◆国では内閣が国会の信任に基づいて組織され、国会に対して責任を負う「議員内閣制」が採用されていますが、地方公共団体（市）では、執行機関である市長と、議決機関である市議会を構成する市議会議員を、共に市民の直接選挙で選ぶ「二元代表制」が採用されています。この制度においては、市長と議会のそれぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、緊張関係を保ちながら、相互の均衡と調和を図っていくことが求められています。

(論点の明確化)

第11条 議員は、本会議における質疑及び質問を、一問一答方式等により、論点及び争点を明確にして行うものとする。

2 市長等は、本会議、委員会及び協議の場において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対し、反問することができる。

### 【趣 旨】

議員が行う質疑や質問及びそれに対する市長等が行う答弁を、論点や争点を明確にして市民にわかりやすく行うことを定めています。

### 【解 説】

◆（第1項）質疑や質問は、議会が持つ市長等に対する監視・評価をする機能を持つほか、政策の立案や提言を行うことにも通じるものであり、議会が役割を果たす上

で重要なものです。この質疑や質問による市長等との議論を、論点や争点を明確にしてわかりやすくする必要があります。市議会では、平成16年6月定例会から、一問ずつ質疑・答弁を行う一問一答方式を取り入れるなど、よりわかりやすい議論となるよう改善に努めています。

- ◆（第2項）質問者と答弁者の論点がかみ合い、かつ正確な質疑・質問とすることにより、市民にわかりやすい議会の議論とするため、市議会では平成27年12月定例会から市長等の反問を認めています。

## 《参考》

### 質疑・質問

質疑は、議案等についての疑問点をただすことをいい、質問は、議案等以外の市政全般について尋ねることをいいます。

### 一問一答方式

議員は、1項目ずつ質問をし、それに対して市長等はその都度答弁を行う、議員と市長等との対話に近い方式です。

別の質問・答弁の方式に一括質問一括答弁方式があります。議員は、複数の項目をまとめて一度に質問し、市長等はその複数の質問に対してまとめて答弁する方式です。議論を深めるなどのために再質問する場合も、複数項目をまとめて質問、答弁が行われます。

現在、市議会では質疑と一般質問（代表質問：会派を代表しての質問）は、一括質問一括答弁方式により、一般質問（各個質問：議員個人としての質問）は、一括質問一括答弁方式と一問一答方式の組み合わせにより行っています。

### 反問

市議会の反問の内容は、質問・質疑の趣旨、内容、背景、根拠の確認とすることを、議会運営委員会で申し合わせています。

(政策等の説明及び審議)

第12条 議会は、市長等が提案する政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、審議における論点及び争点を明らかにし、政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明及び資料の提出を求めることができる。

- (1) 政策等の背景、経過、目的及び効果
- (2) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討
- (3) 政策等の形成過程での市民参加の有無及びその内容
- (4) 総合計画又はその他の計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、前項の規定に準じた施策別又は事業別の説明資料の提出を求めるものとする。

### 【趣 旨】

市の政策等について、審議等に必要な詳しい資料の提出や説明を求めることができるようにすることを定めています。

### 【解 説】

- ◆（第1項）議会が市長等の行う事務の監視・評価、政策の立案・提言等の役割を果たすためには、議会がさまざまな市政の課題に関する情報を十分に把握することが必要です。本条は、市長等が政策等を議会に提案するときは、議会の審議によりその政策等がより良いものとなるようにするため、論点等が明らかになる説明や資料の提出を求めることができるようにするものです。
- ◆（第2項）予算や決算の審議に当たり、第1項の規定を準用するものです。市議会では、予算や決算を審査するため、予算審査特別委員会や決算審査特別委員会を設置しています。審査においては、第1項の（1）から（6）の事項を基本とした資料の提出を受けています。



## 第5章 議会の組織

(議員定数)

第13条 議員定数は、議会機能の確保の観点に立ち、市政の状況、将来の見通し、市民の意見等を総合的に判断し、決定するものとする。

2 議員の定数は、鳥取市議会の議員の定数を定める条例（平成14年鳥取市条例第20号）に定めるところによる。

### 【趣 旨】

議員定数を定めるときの基本的な方針を定めています。

### 【解 説】

◆（第1項）議員の定数を変更しようとするときは、議会機能を確保することを前提に、現在及び将来の市の状況や市民の意見などを総合的に判断し、市民の代表機関としての機能が確保される定数とすることを定めています。平成26年の改選の際に、議員定数の変更を行いました。定数を決定するに当たっては、市民アンケートや説明会を開催し、市民の意見の把握に努めました。

◆（第2項）現在、市議会の議員定数は32名で、「鳥取市議会の議員の定数を定める条例」に定められています。

(会派)

第14条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派（以下「会派」という。）を結成することができる。

2 会派は、議会運営、政策決定及び政策提言に関し、必要に応じて会派間の協議を行い、合意形成に努めるものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

### 【趣 旨】

会派の結成、会派活動などについて定めています。

## 【解 説】

- ◆（第1項）政策を中心とした同一の理念を共有する議員は、会派を構成することができます。会派は、委員会の委員構成や代表質問時間の配分の基準となるなど、議会運営上重要な存在となっています。また、視察などの調査研究を会派で行うなど、議員の研さんの場でもあります。
- ◆（第2項）議会運営等に関し、所属議員間で十分な議論を行った上、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努め、もって円滑な議会運営に資することを定めています。
- ◆（第3項）議会運営や姉妹都市交流などの議会の諸事業の調整等を行うため、議長は会派の代表者による会議を開催することを定めています。

（議長）

第15条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

## 【趣 旨】

議会の代表である議長が、職務を行う上での基本的な方針を定めています。

## 【解 説】

- ◆議員や会派の中にはさまざまな意見・考え方がありますが、議長は特定の意見や議員・会派などに偏ることなく、議会全体の代表者として中立公正な立場で職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならないことを定めています。

## 《参考》

### 地方自治法

第104条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

(委員会)

第16条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、その有する専門性の見地から調査及び審査を行うとともに、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

### 【趣 旨】

委員会の役割と求められる機能について定めています。

### 【解 説】

◆委員会制度では、議案の調査及び審査を効率的に行うため、少人数の議員で組織する委員会を設置し、分担して審査等を行います。委員長は、その審査結果を議員が一堂に会する本会議で報告します。その報告を踏まえ、本会議で採決を行い、議会における最終的な意思を決定します。また、その専門性を生かして、委員会として積極的に政策立案や政策提言を行うよう努めることを定めています。政策立案の一例として、文教経済委員会が酒造業と関連産業の振興を図るための条例案をつくり、平成28年6月定例会で「鳥取市地酒で乾杯条例」として制定したことが挙げられます。

### 《参考》

#### 常任委員会

市の事務をいくつかの部門に分け、議案などを専門的・効率的に審査したり、調査・検討するために常設されている委員会のことをいいます。現在、市議会では、総務企画委員会、福祉保健委員会、文教経済委員会、建設水道委員会の4委員会を設置し、議員は、いずれかの常任委員となることとされています。

#### 議会運営委員会

議会運営を円滑に行うため、議会運営上必要な事項に関する意見を調整し、取り決めを行う委員会です。

#### 特別委員会

特定の課題について審査・調査するために、必要と認めたときに設置される委員会です。

(議会事務局)

第17条 議会は、議会の政策立案能力の向上及び議会の円滑かつ効率的な運営のため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実並びに組織体制の充実に努めるものとする。

### 【趣 旨】

市議会に設置している議会事務局のあり方について定めています。

### 【解 説】

◆議会事務局は、さまざまな議会活動を補佐するために置かれています。この条は、議会の機能を強化するとともに、議会活動を円滑かつ効果的に行うために、議会事務局の調査機能の充実と組織体制の充実強化に努めることを定めています。

## 第6章 議会の運営

(議会の合意形成)

第18条 議会は、言論の場であることを踏まえ、議員間の自由討議を尽くして、合意形成に努めるものとする。

### 【解 説】

◆議会としての最終的な意思決定は、多数決により行われますが、前提として、議員同士が活発に意見を交わすことにより、政策についての考え等を磨き上げ、市民福祉の増進と市政の発展という目的に向かって、議会として合意ができるように努めることを定めています。

(議決事件)

第19条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、議事機関としての機能強化のため、必要な事項を議決事件として定めるものとする。

2 法第96条第2項の規定により定める議決事件は、議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年鳥取市条例第29号）に定めるところによる。

## 【趣 旨】

議会における議決事件の拡大について定めています。

## 【解 説】

◆（第1項）議会が議決する事項については、地方自治法第96条第1項で条例の制定・改廃や予算など15項目が定められています。また、同条第2項では、第1項に定めるもののほか、条例で議決事項を定めることができるとされています。地方公共団体の意思決定は、議会の議決により行われるものであり、議決権は議事機関として議会の持つ最も重要な権限です。本条では、議会の監視機能等を強化するため、地方自治法第96条の規定に基づき、適切に議決事項を定めることを規定したものです。市議会では、平成27年9月定例会において、市の総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止に関することを議決事件に追加する条例改正をしました。

◆（第2項）地方自治法第96条第2項により定める議決事件は、具体的には「議会の議決すべき事件に関する条例」により定められています。現在は、①定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関する事、②本市における総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（いわゆる「鳥取市総合計画」）の基本構想の策定、変更又は廃止に関する事、の2項目が定められています。

## 《参考》

**地方自治法** ※関係条文のみ抜粋

第96条第2項 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとする事が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

（議員研修）

第20条 議会は、議員の政策の立案能力等の向上を図るため、議員研修を実施するものとする。

## 【趣 旨】

第3条の議員の活動原則で、議員は不断の研さんに努めることとしていますが、議会としても、その機会を設けることを定めています。

## 【解 説】

◆議会が与えられた責務を果たすためには、構成員である議員一人ひとりの資質向上が不可欠です。議員自身はその努力をすることは、第3条の議員の活動原則に規定するとおりですが、議会として議員研修を実施し、議員の政策の立案能力等の向上に努めることを定めています。市議会では、毎年議員研修を実施しているほか、県内の四市議会が共同で開催する議員研修会に参加して、議員の資質向上に努めています。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会図書室については、鳥取市議会図書室条例（昭和49年鳥取市条例第19号）に定めるところによる。

## 【趣 旨】

議会図書室のあり方について定めています。

## 【解 説】

◆（第1項）議会図書室は、地方自治法第100条第19項により、議員の調査研究に資するため議会に設置することが定められています。また、同条第20項により、議員だけではなく、一般の方が利用できることも定められています。平成28年度末時点の市議会の図書室の蔵書は、市政や地方自治に関する図書や資料など約1,100冊です。議会図書室の設置目的を踏まえ、その充実に努めることを規定しています。

◆（第2項）議会図書室については、地方自治法に定めるほか、「鳥取市議会図書室条例」で定めています。

(予算の確保)

第22条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、円滑な議会運営、議会活動及び議員活動の充実を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

**【趣 旨】**

議会活動に必要な予算の確保に努めることを定めています。

**【解 説】**

◆議会が二元代表制の議事機関として活動するとともに、必要な機能を維持するためには、議会広報の充実や視察調査、議場の環境整備など一定の予算が必要になります。そのため、議会は、議事機関として必要な予算の確保に努めることを規定しました。

(法定外の審議会等委員の就任)

第23条 議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、法定外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員に就任しない。ただし、政策的に議会が参画する必要があると判断するものについては、この限りではない。

**【趣 旨】**

議員は、原則的に法定外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員に就任しないことを定めています。

**【解 説】**

◆議会の役割は、二元代表制の下、市民の代表として市が行う事業等の監視や評価を行うことにあります。そうした役割を担う議会の議員が、市の執行機関の諮問機関や審議会等の委員に就任し、執行部の政策形成過程に参画することは、議会の監視権や審議権の行使に支障を及ぼしかねないことから規定したものです。市議会が委員を選出しているのは、それぞれ法律で規定されている「鳥取市都市計画審議会」と「鳥取市民生委員推薦会」の2つです。また、諮問機関・審議会のほかに、政策的に市議会が参画しているものとして、「鳥取市土地開発公社」「一般財団法人鳥取開発公社」

の理事があります。

## 《参考》

### 諮問機関及び審議会等

本条例では、下記の諮問機関、審議会のほか、「鳥取市土地開発公社」「一般財団法人鳥取開発公社」のように、市が設置し、市の事務事業に密接に関連する機関・組織等を想定しています。

#### 【諮問機関・審議会】

普通地方公共団体において、執行機関の附属機関として、調停、審査、諮問、調査などのため置かれる合議制機関。鳥取市には、「鳥取市総合企画委員会」、「鳥取市地域振興会議」、「鳥取市男女共同参画審議会」などがあります。

#### 【諮問】

諮問とは、一定の機関に対し、法令上定められた事項についての意見を聞くことをいい、諮問に応ずべき機関を一般的に諮問機関という。意見を聞かれた諮問機関は、諮問事項について調査審議し、意見を答申する。諮問をした機関は、法的にはその答申の内容に拘束されないが、できるだけ尊重すべきものである。

（（株）ぎょうせい「新自治用語辞典改訂版」より引用）

### 地方自治法 ※関係条文のみ抜粋

第 138 条の 4 第 3 項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

#### （議会改革の推進）

第 24 条 議会は、市民に信頼され開かれた議会を目指し、更なる議会改革を推進するものとする。



## 【趣 旨】

議会改革の推進方針について定めています。

## 【解 説】

◆市民に信頼され開かれた議会とするためには、市民ニーズや社会情勢等にマッチした議会であるか、常にチェックをしながら、議会改革を進めなければなりません。本条は、議会が不断の改革に努めることを規定したものです。

◆市議会では、長年、議会改革等検討会等で、ケーブルテレビによる議会中継、議公用語の平易化、一般質問への一問一答制の導入等の議会改革に取り組んできました。平成25年には、より一層の議会改革に取り組むため、議会改革検討委員会を鳥取市議会会議規則に規定し、議会改革に係る調査研究及び提言を行っています。平成26年度以降、議会報告会の開催、委員会における議員間討議の実施、市長等執行部への反問権の付与などの新たな取り組みを行っています。

## 第7章 議員の政治倫理及び待遇

(議員の政治倫理)

第25条 議員は、市民の代表者としてふさわしい品位と見識を養うとともに、自らの責務を正しく認識し、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

## 【趣 旨】

議員が備えるべき政治倫理について定めています。

## 【解 説】

◆議員は、選挙で選ばれた市民の代表としてふさわしい品位・見識を養い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならないことを規定しています。市議会では、平成18年に制定した「鳥取市議会議員政治倫理要綱」により、政治倫理基準や政治倫理審査会等について定めています。

(政務活動費)

第26条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、説明責任を果たすものとする。

3 政務活動費の交付については、鳥取市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年鳥取市条例第18号）に定めるところによる。

**【趣 旨】**

政務活動費の執行のあり方について定めています。

**【解 説】**

◆（第1項）政務活動費は、地方自治法第100条第14項の規定に基づき、会派又は会派に属さない議員に交付されており、その用途は、市政に関する調査研究、市民への報告、要請・陳情活動などに限定されています。第1項では、政策の立案能力の向上や市政に対する監視機能の強化等のため、政務活動費を有効に活用して、調査研究等の活動を積極的に行うことを規定しています。

◆（第2項）政務活動費の使用に当たっては、定められた用途に限って適正に執行するものとし、その執行についての市民への説明責任は、会派・議員にあることを規定しています。市議会では、政務活動費の関連書類の閲覧、収支報告書のインターネットによる公開などにより、透明性の確保に努めています。

◆（第3項）市議会における政務活動費の交付については、「鳥取市議会政務活動費の交付に関する条例」に定めています。この条例により、市議会における会派又は会派に属さない議員に対して、議員1人当たり月額30,000円の政務活動費を交付することを規定しています。

**《参考》**

**地方自治法** ※関係条文のみ抜粋

## 第100条

- 1 4 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例でさだめなければならない。
- 1 5 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 1 6 議長は、第1 4項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

## 第8章 最高規範性を見直し

(最高規範性)

- 第27条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する条例及び規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例との整合を図るものとする。
- 2 議会は、議員がこの条例を遵守して議員活動が行えるよう、この条例について研修を行わなければならない。

### 【趣 旨】

本条例を、市議会における最高規範と位置付けることを定めています。

### 【解 説】

◆ (第1項) この条例を市議会における最高規範として位置付け、議会に関する基本的な事項を定めています。

また、議会に関する他の条例や規則などを制定・改廃するときは、この条例に定める事項と整合を図らなければならないこととしています。

◆ (第2項) 全ての議員が、市議会における最高規範として位置付けられた本条例の内容を、十分に理解して議員活動を行わなければなりません。このため、議員に対してこの条例の研修を実施することを、議会に義務付けています。

(条例の見直し)

第28条 議会は、一般選挙を経た議員の任期開始後2年を目途に、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果に基づき、必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

2 議会は、前項により行った検証の結果及び講じた措置について、市民に公表するものとする。

3 議会は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときには、この条例の見直しを行うものとする。

### 【趣 旨】

この条例の検証・改正を含む見直しについて定めています。

### 【解 説】

◆ (第1項) 議会は、議員改選後、任期(4年)の中間となる2年後をめどに、この条例の理念や規定が達成されているかを検証し、改善すべき事項については、議会改革や条例改正などの適切な措置を講ずることを規定しています。

◆ (第2項) 市民への説明責任を果たすため、この条例に関して行った検証の結果とその結果を受けて取った対応を市民に公表することを規定しています。

◆ (第3項) 第1項の規定により、少なくとも議員の任期の中間期には条例を検証し、条例改正等必要な措置を講ずる見直しをすることとしています。必要があるときには、時機を逃さないよう、随時条例の見直しを行うことを規定しています。

## 第9章 補則

(その他)

第29条 この条例の施行に関し、必要な事項は、議会が別に定めるものとする。

### 【趣 旨】

この条例を実施するために必要な事項を別途定めることとするものです。

**【解 説】**

◆この条例を実施するため、必要な規則や要綱などを別に定めることを規定するものです。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。